

議案第14号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月27日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(かすみがうら市情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- (1) かすみがうら市情報公開・個人情報保護審査会条例(令和5年かすみ
がうら市条例第5号)第14条第1項
- (2) かすみがうら市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年かすみ
がうら市条例第4号)附則第3条第4項から第6項まで
- (3) かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成
17年かすみがうら市条例第105号)第29条第1項

(かすみがうら市職員の給与に関する条例及びかすみがうら市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) かすみがうら市職員の給与に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第46号）第20条の2第3号及び第4号、第20条の3第1項第1号並びに同条第5項第1号
- (2) かすみがうら市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第148号）第6条第1号

（かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正）

第3条 かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第149号）の一部を次のように改める。

第4条第1号中「禁固」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

- 2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。

以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第3条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後のかすみがうら市職員の給与に関する条例第20条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第5項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。